

第6章



板橋区成年後見制度利用促進基本計画2026

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画の対象
- 5 制度の概要及び国・区の現況
- 6 施策の展開

6 板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、その方に代わり、契約や財産管理などを行う成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法的な制度で、平成 12（2000）年 4 月 1 日から開始されました。

平成 28（2016）年 5 月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）及び平成 29（2017）年 3 月閣議決定の「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、区市町村は、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされています。

計画策定の背景

成年後見制度は、権利擁護を担う制度の一つであり、SDGs の「誰一人取り残さない」という理念にも通じるものです。支援が必要な方が安心して生活を送ることができるよう、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」を策定し、認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進していきます。

計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する区における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画に相当し、他の計画との連携・調整を図っていきます。

計画期間

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間の計画期間とします。

計画の対象

認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

制度の概要及び 国・区の現況

成年後見制度による支援が必要と推定される認知症高齢者や障がい者は増加傾向にあり、それに伴い、成年後見人等の申立ても増加傾向にあります。

施策の展開

3 つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関である権利擁護いたばしサポートセンターの機能強化等に取り組んでいきます。

1 計画策定の背景

成年後見制度は、認知症や障がいなどの理由で判断能力が不十分な方の権利を守るため、その方に代わり、契約や財産管理などを行う成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）を選任する法的な制度で、平成 12（2000）年 4 月 1 日から開始されました。

平成 28（2016）年 5 月には、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）が施行され、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、意思決定の支援が適切に行われるとともに、自発的意思が尊重されるべきこととされています。

これを受け、平成 29（2017）年 3 月には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、区市町村においても、成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとされました。

また、令和 4（2022）年 3 月の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、権利擁護支援の定義をより明確にするために、地域共生社会の実現という観点に加えられ、成年後見制度は権利擁護支援の解決方法の一つとして捉えられました。さらには、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備をめざすものでなければならないとしています。

成年後見制度は、権利擁護を担う制度の一つであり、支援の必要な方が安心して生活を送ることができるよう、本人の権利を守る制度です。

また、権利擁護支援は国際社会共通の目標である SDG s の「誰一人取り残さない」という理念にも通じるものであり、区は、引き続き成年後見制度の利用促進に取り組み、施策を進めていく必要があります。

令和 5（2023）年度末をもって「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間が満了するため、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」等を踏まえ、令和 6（2024）年度を始期とする新たな「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」を策定し、権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

「板橋区成年後見制度利用促進基本計画 2026」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条に規定する区における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画に相当し、他の計画との連携・調整を図っていきます。

3 計画期間

令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度までの 3 年間を計画期間とします。

4 計画の対象

認知症高齢者や障がい者など成年後見制度を必要とする全ての区民を対象とします。

5 制度の概要及び国・区の現況

(1) 成年後見制度の概要

成年後見制度は、大きく分けて、「任意後見制度」と「法定後見制度」の2つがあります。

任意後見制度は、本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分となった場合に備えて、あらかじめ本人自らが選んだ人（任意後見人）に代理権を与えることを契約で結んでおく制度です。

一方、法定後見制度は、本人の判断能力に応じて、家庭裁判所によって、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が選ばれる制度です。

なお、選任される成年後見人等は、家族等の親族後見人、第三者である弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職による専門職後見人、社会福祉法人等の団体が就任する法人後見、身近な地域の人々が就任する社会貢献型後見人（市民後見人）などに分類されます。

	任意後見制度	法定後見制度
制度の概要	本人が十分な判断能力を有する時に、あらかじめ、任意後見人となる者や将来その者に委任する事務（本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務）の内容を定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人がこれらの事務を本人に代わって行う制度	本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所によって選任された成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）が本人を法律的に支援する制度 本人の判断能力に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの制度がある。
申立手続	①本人と任意後見人との間で、本人の生活、療養看護及び財産管理に関する事務について任意後見人に代理権を与える旨の契約（任意後見契約）を締結→この契約は、公証人が作成する公正証書により締結する必要がある。 ②本人の判断能力が不十分になった後に、家庭裁判所に対し、任意後見監督人の選任の申立てを行う。	家庭裁判所に後見等の開始の申立てを行う必要がある。
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見人となる者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など
成年後見人等、任意後見人の権限	任意後見契約で定めた範囲内で代理することができるが、本人が締結した契約を取り消すことはできない。	制度に応じて、一定の範囲内で代理したり、本人が締結した契約を取り消すことができる。
後見監督人等 ^(注) の選任	全件で選任される。	必要に応じて家庭裁判所の判断で選任される。

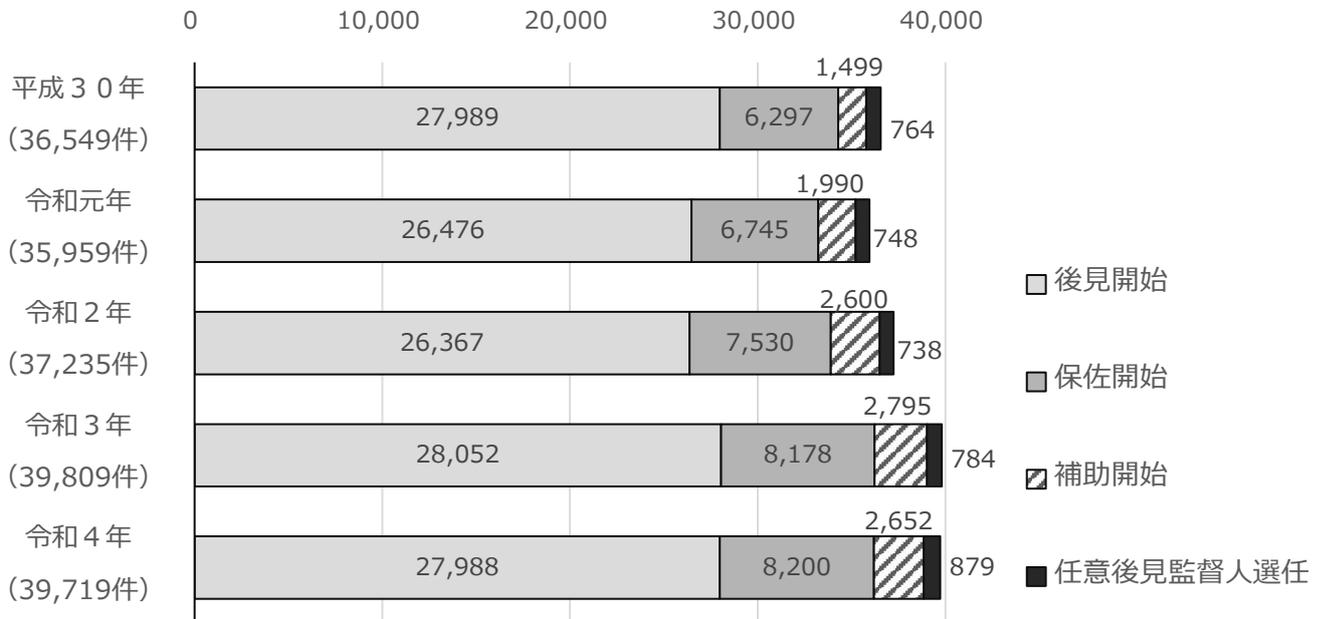
(注) 後見監督人等＝法定後見制度における後見監督人、保佐監督人、補助監督人
任意後見制度における任意後見監督人

資料：厚生労働省「成年後見制度の現状」より

(2) 国の現況

① 申立件数について

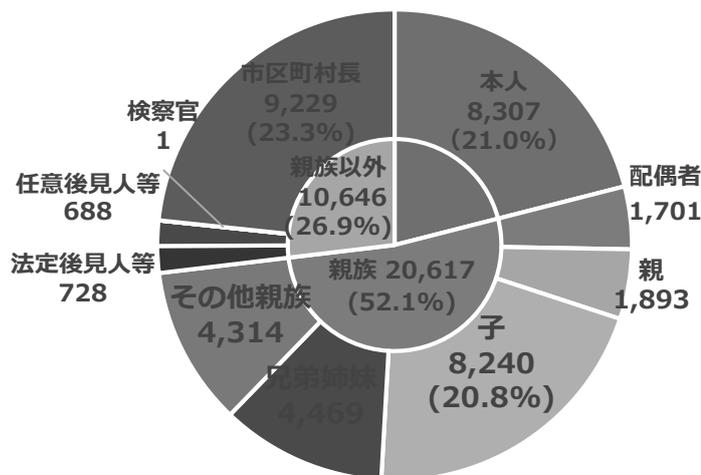
成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は、令和3（2021）年に過去最高の39,809件を記録し、全体的な傾向としては、増加傾向にあります。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

② 申立人と本人との関係について

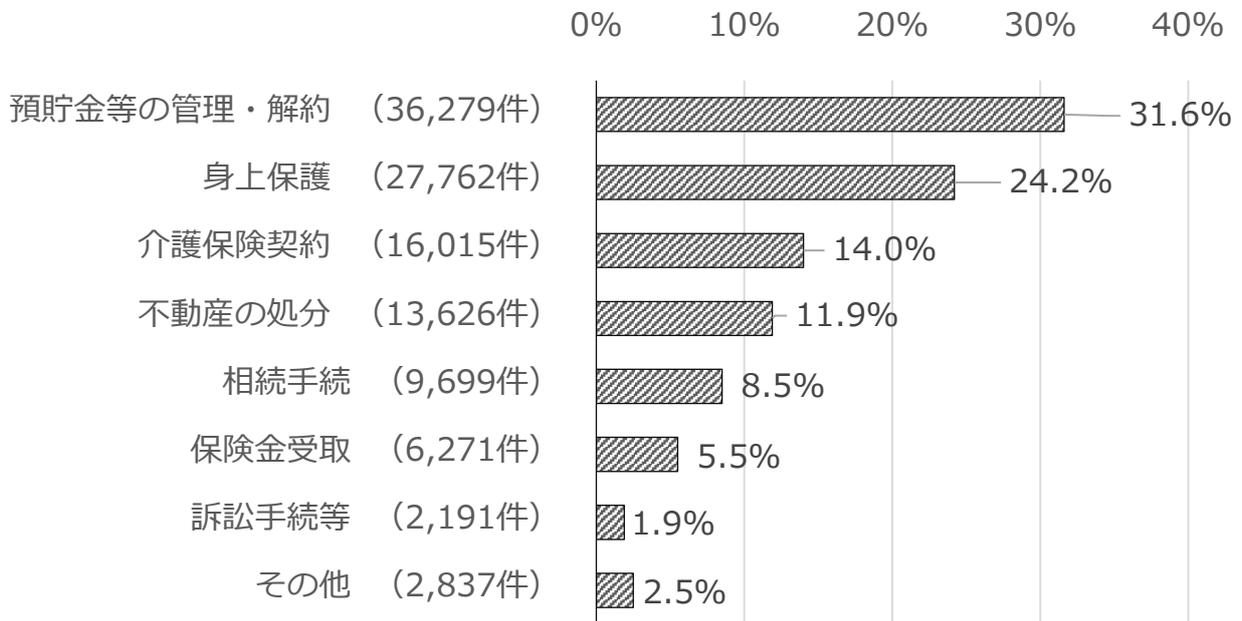
申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.3%を占め、次いで本人（約21.0%）、本人の子（約20.8%）の順となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

③ 申立ての動機について

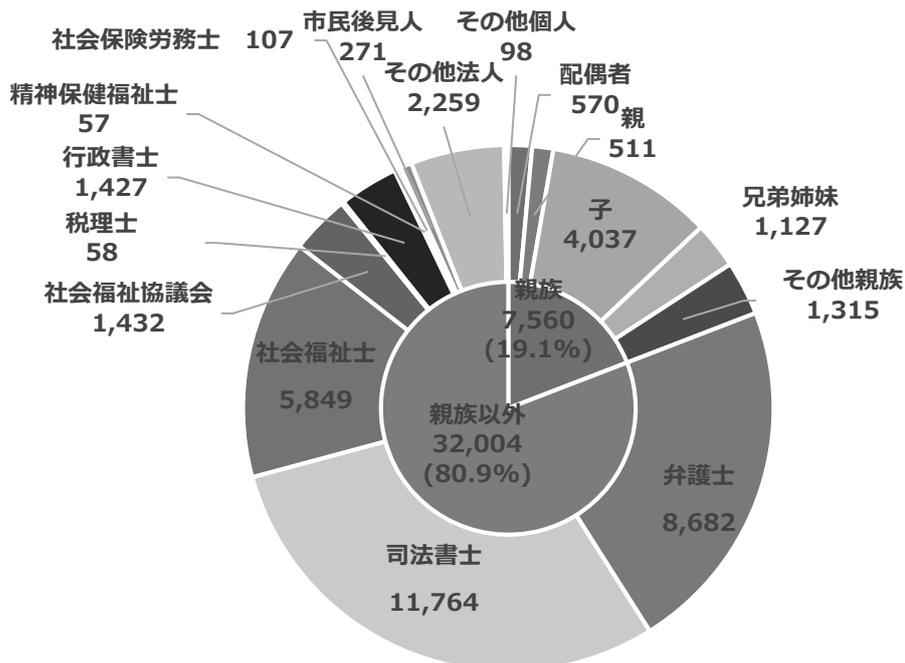
主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が約 31.6%と最も多く、次いで身上保護が約 24.2%となっています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

④ 成年後見人等と本人との関係について

成年後見人等と本人との関係について、親族以外が成年後見人等として選任されたのは、全体の約 80.9%となっており、親族が成年後見人等として選任された約 19.1%を大幅に上回っています。



資料：最高裁判所「成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）」より

(3) 区の現況

① 対象者の推計

区における要介護（要支援）認定者の認知症高齢者の日常生活自立度によると、成年後見制度による支援を必要と推定される認知症高齢者数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度の時点で、見守り又は支援が必要な自立度Ⅱa以上の認知症高齢者は14,450人となっています。

障がい分野では、知的障がい者数と精神障がい者数も増加傾向にあります。

表①-1 認知症高齢者数の推移 (単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立度Ⅰ以上	17,704	18,594	19,268	19,454	19,597
自立度Ⅱa以上	13,321	14,030	14,434	14,471	14,450

※各年度4月1日時点

表①-2 知的障がい者・精神障がい者数の推移 (単位：人)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的障がい者	3,957	4,011	4,147	4,251	4,359
精神障がい者	4,775	5,184	5,501	5,547	6,076

※統計上、障害者手帳所持者を障がい者として計上

② 成年後見制度の利用状況

区に住民登録している人による東京家庭裁判所への申立件数は、令和4（2022）年中は、181件あり、そのうち後見開始の申立ては132件で、全体の約73%を占めています。

表②-1 申立件数 (単位：件)

暦年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
後見開始	135	128	114	141	132
保佐開始	31	46	28	45	27
補助開始	9	8	10	5	17
任意後見監督人選任	5	10	9	7	5
計	180	192	161	198	181

資料：東京家庭裁判所による区市町村別申立件数等調査結果より

区では、成年後見制度の利用にあたり、家族や親族等による申立てが期待できない方に対しての区長による申立てや、成年後見人等に対する報酬を負担することが困難な方に対しての報酬助成を行っています。

なお、区長による申立事務件数や報酬助成件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年度は区長による申立てが67件、報酬助成が79件となっています。

表②-2 区長による申立事務件数の推移 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	45	50	42	57	59
知的障がい者	1	1	2	4	7
精神障がい者	0	1	2	1	1
計	46	52	46	62	67

表②-3 報酬助成件数の推移 (単位：件)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高齢者	48	32	35	34	52
知的障がい者	8	8	9	13	13
精神障がい者	8	11	11	15	14
計	64	51	55	62	79

※報酬助成件数は、各年度の新規と継続対象者の総数

③ 成年後見制度に関する区調査の結果

区は、令和4（2022）年11月に介護保険ニーズ調査等（総回答人数5,472人）を実施しました。その結果、成年後見制度の認知度については、内容まで大体知っている人は全体の約20.3%にとどまっています。

また、成年後見制度の利用については、制度を既に利用している・利用してもよい・一部なら利用してもよいは合計で約29.9%でした。

成年後見制度の相談窓口の認知度では、相談窓口を知っている人は13.8%でした。

表③-1 成年後見制度の認知度 (単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
内容まで大体知っている		1,107	23.6%	1,108	20.3%
聞いたことはあるが内容までは知らない		1,968	42.0%	2,421	44.2%
知らない		1,219	26.0%	1,534	28.0%
無回答		393	8.4%	409	7.5%
合計		4,687	100%	5,472	100%

表③-2 成年後見制度の利用

(単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
既に利用している		99	2.1%	53	1.0%
利用してもよい		876	18.7%	970	17.7%
一部なら利用してもよい		388	8.3%	610	11.2%
利用したくない		910	19.4%	947	17.3%
わからない		1,992	42.5%	2397	43.8%
無回答		422	9.0%	495	9.0%
合計		4,687	100%	5,472	100%

表③-3 成年後見制度の相談窓口の認知度

(単位：人)

質問項目	年度	令和元年度		令和4年度	
		回答数	構成比	回答数	構成比
知っている		533	11.4%	755	13.8%
知らない		3,646	77.8%	4,213	77.0%
無回答		508	10.8%	504	9.2%
合計		4,687	100%	5,472	100%

▶ 「知っている」と回答した 755 人の知っている窓口（複数回答）

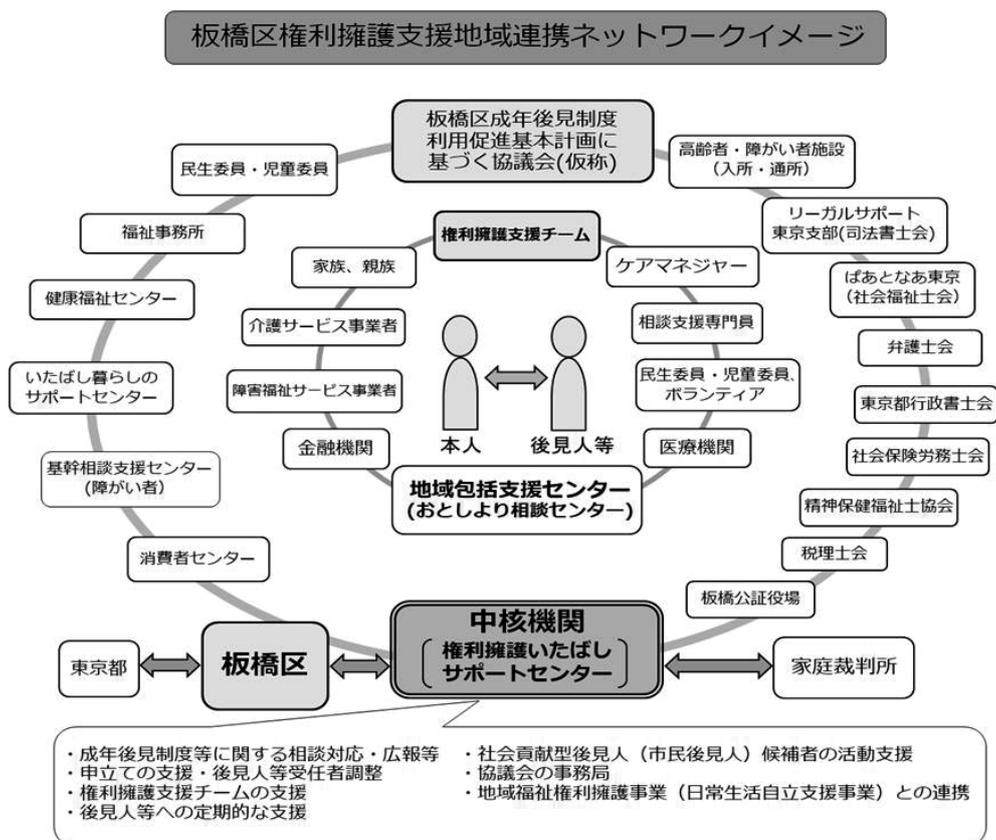
- ・地域包括支援センター（おとしより相談センター） 467 人
- ・権利擁護いたばしサポートセンター（板橋区社会福祉協議会） 170 人
- ・家庭裁判所（後見センター） 223 人
- ・法テラス 79 人
- ・専門職（弁護士・司法書士等） 289 人
- ・その他 23 人
- ・無回答 10 人

6 施策の展開

(1) 前計画期間における振り返りと取組

区では、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間を計画期間とする前計画において、「板橋区成年後見制度利用促進基本計画」を定め、令和3（2021）年度から、権利擁護いたばしサポートセンターを、国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定められている地域連携ネットワークの中心となる中核機関と位置づけ、高齢者や障がい者の権利擁護支援と成年後見制度利用促進に向けた取組を推進してきました。

図表 板橋区権利擁護支援地域連携ネットワーク



地域連携ネットワークと中核機関の役割

地域連携ネットワークとは、地域の社会資源をネットワーク化し、支援の必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みです。

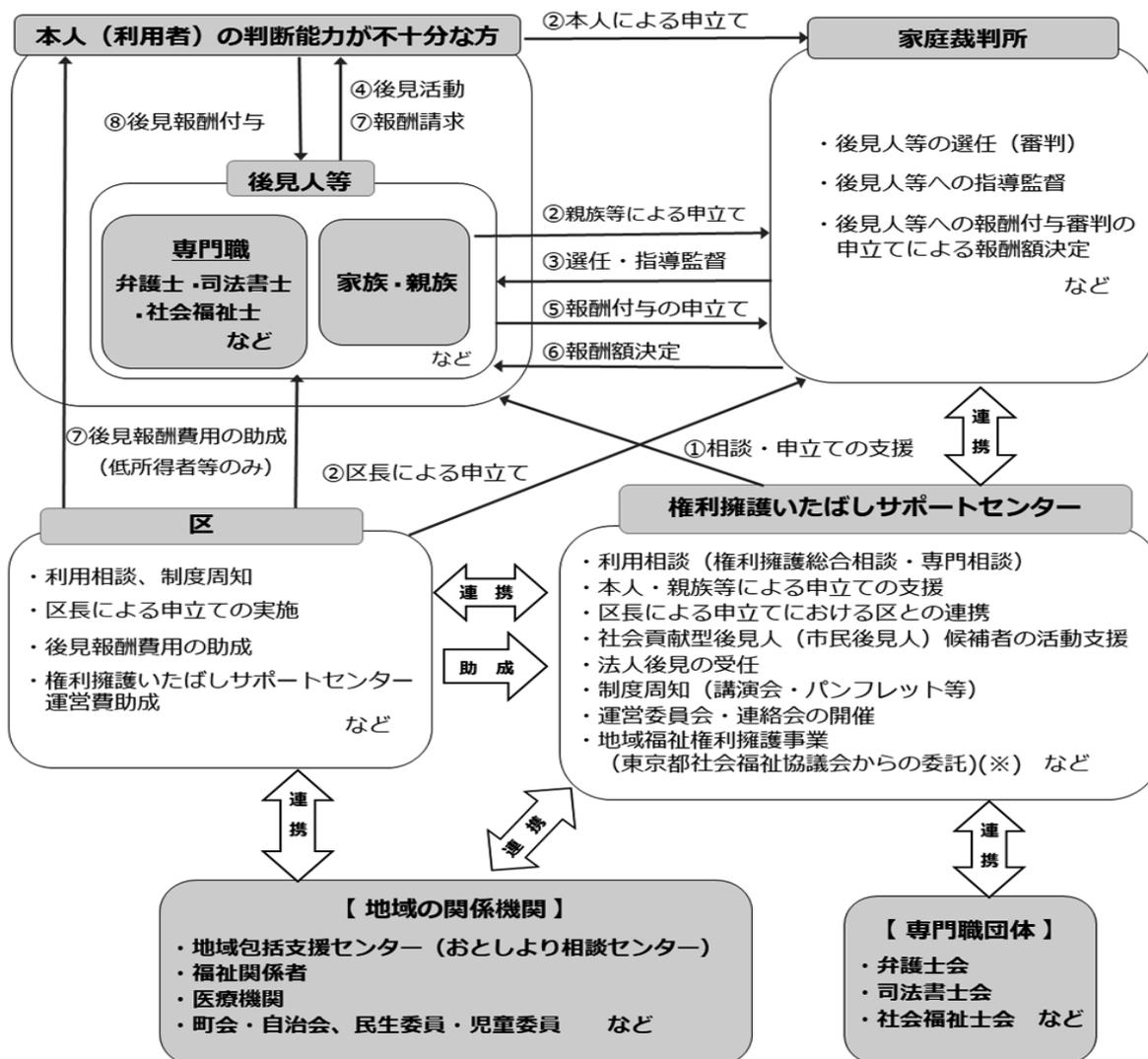
地域連携ネットワークの整備及び運営には、中核となる機関が必要と考えられています。中核機関には、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待されています。

地域連携ネットワークや中核機関が整備され、「広報機能」「相談機能」「成年後見利用促進機能」「後見人支援機能」の4つの機能を果たすことによって、支援を必要とする人たちが住み慣れた地域で本人らしく生活できるようになることが期待されます。

(2) 区と権利擁護いたばしサポートセンターとの連携

権利擁護いたばしサポートセンターは、板橋区社会福祉協議会が、平成 17 (2005) 年度から成年後見制度の推進機関として設置・運営しており、令和 3 (2021) 年度からは、地域連携ネットワークの中心となる中核機関として、権利擁護に関する総合相談や専門職による専門相談、福祉サービスの利用援助などの地域福祉権利擁護事業(※)を実施するとともに、区と連携し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

【現状の連携体制及び申立ての流れ】

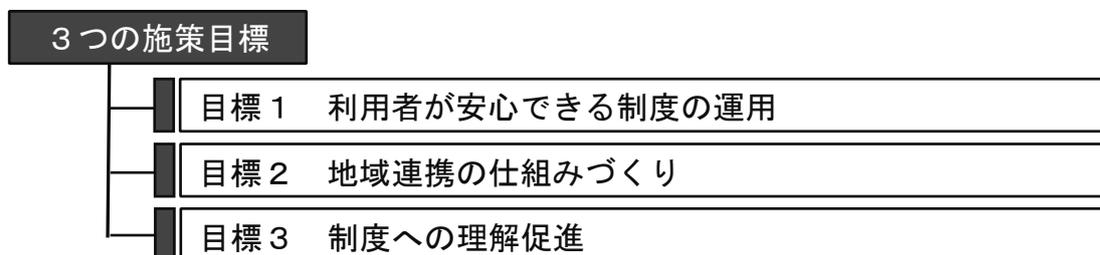


(※) 地域福祉権利擁護事業 (日常生活自立支援事業)

区内で在宅生活をされている、認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がい、精神障がいなどのある方で、判断能力が十分でない方に対して、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理支援等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるように支援する事業です。東京都社会福祉協議会からの委託により実施されており、成年後見制度との密接な連携が求められています。

(3) 施策目標

3つの施策目標を定め、それぞれの目標ごとの取組について振り返りを行うとともに、国の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえつつ、引き続き、中核機関の機能強化等に取り組んでいきます。



目標1 利用者が安心できる制度の運用

誰もが住み慣れた地域で地域の人々と支え合いながら、尊厳を持って生活を継続していくためには権利擁護による支援が必要です。特に、認知症高齢者や障がい者の方が、判断能力が不十分となった時にサポートを受けられる仕組みが成年後見制度であり、その支援を必要とする方にとって、使いやすく、身近な制度であることが重要です。

制度の利用につながる相談対応の充実や親族等による申立ての支援と後見人等支援、区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進など、本人にとって使いやすく、望ましい制度の運用に取り組めます。

① 相談対応の充実（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

権利擁護の専門機関として、権利擁護いたばしサポートセンターが、本人や親族、福祉関係者や医療機関等からの相談を総合的に受け、必要に応じて関係機関と連携し、成年後見制度利用等の支援を行います。

区は、権利擁護いたばしサポートセンターと連携して、相談対応の充実を図っていきます。

② 親族等による申立ての支援と後見人等支援（権利擁護いたばしサポートセンター）

成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、必要な支援内容を十分に把握し、財産管理のみならず、身上保護も重視した、適切な後見人等候補者の推薦を行う体制について検討していきます。

また、親族等が後見業務を行う場合には、安心して業務に取り組むことができるよう、日常的な相談に応じるなど活動を支援する体制について検討していきます。

③ 区長による申立ての適切な実施と制度利用支援事業の推進（区）

身寄りがいない方や虐待等により家族や親族等からの支援が十分に得られない方など、権利擁護支援が必要な方に対して、迅速かつ適切に区長による審判請求手続き（区長による申立事務）を行います。

また、利用者が後見人等への報酬を負担することが困難な場合、区が助成することにより、必要な方が必要なときに制度を利用できるよう支援するとともに、申立費用の助成について検討していきます。

区長による審判請求手続き（区長による申立事務）

事業概要	成年後見制度の利用が必要であると認められる方で、家族や親族等による申立てが期待できない場合に、区長が家庭裁判所に後見等開始の審判請求手続きを行います。		
------	---	--	--

指標（見込値）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区長による申立事務件数*	69件	71件	73件

※高齢者と障がい者の総件数

※参考値：令和4年度実績（67件）

後見報酬費用の助成

事業概要	成年被後見人等で、低所得や資産等の事情により、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に区が助成を行います。		
------	---	--	--

指標（見込値）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
後見報酬費用の助成件数*	80件	85件	90件

※高齢者と障がい者の総件数

※参考値：令和4年度実績（79件）

目標2 地域連携の仕組みづくり

① 権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築（区・権利擁護いたばしサポートセンター）

後見人等は本人の意思を最大限に尊重する必要がありますが、本人の意思を判断することが難しい場合には、本人の身近な支援者であるケアマネジャー等を含めた「権利擁護支援チーム」による意思決定支援が重要です。

また、これらを進めていくためには、中核機関である権利擁護いたばしサポートセンターが中心となり、地域のネットワークを構築し、地域全体で成年後見制度の利用促進の機運醸成を図っていくことが重要です。

ア 権利擁護支援チームによる意思決定支援

本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う体制について検討していきます。

なお、既に支援を開始している福祉・医療等のサービス調整や支援を行うチームに、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適正に本人の権利擁護が図れるように支援を行う体制について検討していきます。

イ 国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく協議会

個々のケースに対応する「権利擁護支援チーム」に対し、法律や福祉等の専門職や関係機関等が適切な支援を行えるよう、課題の検討や連携強化・協力体制の構築を目的とした会議（協議会）の設置について検討していきます。

② 後見人等の担い手の確保（権利擁護いたばしサポートセンター）

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、高齢者単身世帯の増加や認知症の人の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられます。この成年後見制度の需要に対応していくためには、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要があります。

地域資源を活用した社会貢献型後見人（市民後見人）については、板橋区社会福祉協議会に既に登録されている社会貢献型後見人（市民後見人）候補者に対し、継続研修の実施を通して後方支援を行うとともに、養成の取組について検討していきます。

その他、社会福祉法人等が、長期にわたって成年後見制度を利用する可能性のある方など、制度が必要な区民に対し、団体として受任する法人後見があります。

社会貢献型後見人（市民後見人）候補者の活動支援

事業概要	東京都で実施した社会貢献型後見人（市民後見人）の研修修了者で、板橋区社会福祉協議会に登録されている社会貢献型後見人（市民後見人）候補者に対し、研修会を通して、知識やスキルの向上を図りつつ、成年後見活動を地域で行う人材として支援していきます。
------	--

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の開催回数	2回	2回	2回

目標3 制度への理解促進

成年後見制度を必要とする方がいても、本人や親族、福祉関係者等が制度について知らない、理解が十分でない、利用に対して不安があるなどの理由から、制度利用につながらず、尊厳のある本人らしい生活を継続できないことが懸念されています。特に、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立するという課題に対して、本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用されることが望まれます。また、適切なタイミングに任意後見監督人が選任されるなど、同制度が適切かつ安心して利用されるためには、同制度の理解を進めるための周知・広報等が重要です。

権利擁護いたばしサポートセンターは、成年後見制度・任意後見制度による支援を必要とする方が、安心して制度を利用できるよう、講演会やリーフレット、ホームページの活用等、多様な広報事業を通して、制度の周知と正しい理解の促進強化を図るとともに、区民生活における制度の定着を推進していきます。(区・権利擁護いたばしサポートセンター)

区民及び支援関係者への普及啓発

事業概要	区民に向けての弁護士等の専門職による講演会の実施や、事業者等の区民関係機関に向けての権利擁護事業の説明会を実施し、普及啓発を行います。
------	---

指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
区民向け講演会の開催回数	2回	2回	2回
支援関係者向け説明会の開催回数	10回	10回	10回